

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成30年11月15日（木曜日）

1. 開 会

1. 開 議

1. 決算審査特別委員会委員長の選任

1. 決算審査特別委員会委員長の挨拶

1. 決算審査特別委員会副委員長の選挙

1. 審査方法の説明について

1. 認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定について

1. 閉 会

午後1時28分開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課長 参事兼課長	佐々木健一君
企画財政課参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課長 参事兼課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長 参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 参事兼課長	達曾部義美君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣言

(午後1時28分)

○議長(遠藤稔雄君) 出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから直ちに決算審査特別委員会を開会いたします。



◎開議の宣言

○議長(遠藤稔雄君) 直ちに会議を開きます。



◎決算審査特別委員会委員長の選任

○議長(遠藤稔雄君) ここで、決算審査特別委員会の委員長を選任しなければなりません、今回付託された議案は平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定でございます。つきましては、先の平成30年涌谷町議会定例会9月会議の決算審査特別委員会の委員長を務めていただきました、総務産業建設常任委員会の門田善則委員長に引き続きお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。

よって、門田委員長をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時31分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

〔議長、委員長と交代〕

○委員長(門田善則君) それでは、再開いたします。



◎決算審査特別委員会委員長の挨拶

○委員長(門田善則君) 再開にあたりまして、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

再認定ということで、また委員長席に前回に引き続き私が委員長として決算審査をするわけでございますが、皆様におかれましては、この審査にあたって、特別委員会も設置し、またきょうの特別委員会でのいろいろなお

話もありました。

そのことを踏まえてですね、ぜひ、いろいろとこの審査にあたっての議論を深めていただければありがたいのかなと思いますので、ぜひ、委員各位の活発なご意見をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

再開します。



◎決算審査特別委員会副委員長の選挙

○委員長（門田善則君） これより副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は委員長の指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。

よって、委員長によって指名することに決しました。

副委員長に後藤洋一君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま委員長が指名いたしました後藤洋一君を決算審査特別委員会の副委員長の当選人と決めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました後藤洋一君が決算審査特別委員会の副委員長に当選されました。

ただいまから決算審査特別委員会の開催をいたします。

直ちに会議を開きます。



◎審査方法の説明について

○委員長（門田善則君） ここで平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定について、説明方法及び質疑について確認したいと思います。

説明におきましては、歳入歳出決算の再認定となることから、修正箇所について効率良く説明願うとともに、質疑につきましては、一括質疑方式で行いますので、委員及び参与の皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、質疑のある場合は、議席番号を告げ許可を求めてください。

審議については、この方法でよろしいかお諮りいたします。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。

◇

◎認定第2号の審査

○委員長（門田善則君） これより審査に入ります。

企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） それでは認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定について、ご説明いたします。

平成29年度一般会計決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算書の修正でございます。

表の中で、下線の部分が修正箇所でございます。

1款2項固定資産税、13款2項手数料、20款1項延滞金加算金及び過料、5項雑入をそれぞれ修正させていただきましたが、詳しくは5ページ、6ページの歳入事項別明細書で説明させていただきます。

次に3ページ、4ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書の表の修正でございます。

1の歳入総額につきましては、79億4,066万円を79億4,097万1,000円に。

3の歳入歳出差引額につきましては、1億3,767万2,000円を1億3,798万3,000円に。

5の実質収支額につきましては、1億3,084万9,000円を1億3,116万円にそれぞれ修正させていただいております。

なお、表の下の表外に「歳入総額79億4,097万1,000円のうち31万1,000円は亡失による現金不足である」と表示してございます。

次に5ページ、6ページをご覧ください。

1款2項1目の固定資産税では16万4,500円の増。

13款2項1目の総務手数料の町税督促手数料では400円の増。

20款1項1目の延滞金につきましては5,700円の増として、3月6日の収納状況に合わせてそれぞれ収入済額を増額いたしております。

20款1項5目の雑入では、会計課留保金10万5,817円を収入済額として増額しております。

同じく20款5項6目の弁償金では職員補填金3万4,583円を収入済額として増額しております。

調定額につきましては、督促手数料、延滞金、諸収入の雑入、諸収入の弁償金の調定額につきましては、即時調定すべきでありましたが、誤謬、誤りの範囲としまして、事後調定を行い修正してございます。

一番下の歳入合計でございますが、調定額につきましては14万6,500円の増額。

収入済額につきましては、昨年の7月3日紛失分の14万円と、3月6日紛失分の17万1,000円。合わせて31万1,000円の増額。

収入未済額につきましては、16万4,500円の減額となっております。

表の下の表外には歳入合計の収入済額79億4,097万1,384円のうち、31万1,000円は亡失による現金不足であると表示してございます。

なお、平成30年涌谷町議会定例会11月会議資料としまして、9月会議で提出しました決算に関する付属書類と決算に関する資料で数値が修正された分について配布しておりますのでご参照願います。

今後につきましては、監査委員に対して地方自治法に基づく職員の賠償責任に関する監査請求を行う予定であり、この監査後、監査委員から職員の賠償責任の有無等が示されることとなります。

なお、犯人が特定されれば犯人に損害賠償を請求することとなります。

なお、先の9月会議でお認めいただきました平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）での賦課事務経費の公金補填金31万1,000円はこの後の平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）で減額補正をお願いする予定でありますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。9番。

○委員（杉浦謙一君） 午前中の会議では時間もそんなになかったものですからちょっと聞いておきたいことをこの場で聞いておきます。

雑入で10万5,817円ということで、過年度の留保金があるということで今回雑入ということでもありますけども、今回雑入ということで、入りましたが、歳入ということで、これが積み重なって、午前中の会議ですと、平成21年度からそういったお金がたまっていったというふうに認識しておりますけども、今後ですね、そういったもし、常に発生するわけではありませんけども、そういった場合、こういった雑入に歳入として入れるということが今後考えなきゃいけないものだと思いますけども。まずその点では今後どうなされるか。そしてまた職員弁償金ということで、立てかえをしたということでもありますから、職員にそういう、多分指導なんかはしてないと思えますけども、そういった立てかえということですね、常日頃からそういうことをして、はたして、服務規程があるのかどうか分かりませんがそういった中の、問題がなければ問題がないというふうに、でも報告する以前ですね、そういう立てかえが蔓延するような事態になってはうまくないんじゃないかなと思うんですけども、この2点、質疑しておきます。

○委員長（門田善則君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 今現在、町長を委員長としまして全課長職を委員とする涌谷町公金紛失に関する再発防止策検討委員会を設置しまして、事案の検証、問題点の把握を担当する調査部会と再発防止策の検討を担当する再発防止策検討部会の2部会で再発防止策を現在検討中でありまして。その中で対策等については、あと留保金の処理等についても検討してまいりたいと思います。

○委員長（門田善則君） もう一つ。弁償金の。財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 今回、会計課の留保金と職員立てかえ金で処理したわけですが、立てかえ金の部分に関してもこの検討委員会の中で検討してまいりたいと思います。

○委員長（門田善則君） 9番。

○委員（杉浦謙一君） 検討委員会の中でその処理の仕方、今後そういった事例が出てきてほしくないわけですが、まだ今の時点で何もまだ決まってないということなのか、その留保金が発生した場合ですね、その対策、そしてまた立てかえがいいことなのかということなんですね。そういったことを庁舎内で指導しているわけではないと思いますけども、そういった報告をせずに立てかえが蔓延するような事態になるとこれまた、検討委員会でも対策をとる議論されると思いますけど、そういったものがはたしていいことなのか、何か規定に違反するのではないかと思うんですけど、はたしてその点ではいかがなんでしょうかということなんですけど、どうでしょう。

○委員長（門田善則君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 杉浦委員さんのご質問でございました留保金につきましては今、財政課長が話したとおりですね、今検討委員会のほうでその日々の精算の中で多くなった場合、それから少なくなる場合がありますので、それぞれどういった処理が適切なのかという部分については検討させていただいているところでございます。

それから、立てかえにつきましては、本来はやってはいけないことというふうに認識しておりますので、その辺については職員に周知できるような、マニュアルの中でのなるのか、別なものになるのか分かりませんが、その辺は徹底していきたいというふうに考えております。

○委員長（門田善則君） ほかに。6番。

○委員（只野 順君） 今会計課の中での雑入の処理、あるいはそういったお話でございますけれども、他の課においてもいろいろな公金を扱う場合があります。これの件についてもマニュアルがあるのか、あるいはどういった指導をしているのか、1点お聞きしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） これまでその公金に対してのそのマニュアル的なものというのとはございませんでした。その中で各課でそれぞれ運用していたわけでございますので、今回その検討委員会の中でそういったその現金取り扱いのマニュアル等を整備しなければならないというふうな意見も出ておりますので、その辺についてはですね、やらなければならないというふうに考えているところでございます。

○委員長（門田善則君） 6番。

○委員（只野 順君） 町民からのいろいろな会費等々徴収しているわけですが、各課で、そこに関しての指導というか、それを早くしておかないとマニュアルができるまでどうのこうのよりもやはり課長通達ぐらいで処理をしないと今実際その公金が動いてるんですよね。その担当それぞれの課で扱っている、そういったものに対する指針というか指導を徹底されるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（門田善則君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 課長からの通達というふうなことでございますが、今回の事案については重く受け止めておりますので、私からではなく町長若しくは副町長の名前で出せればというふうに考えております。

○委員長（門田善則君） ほかに。1番。

○委員（竹中弘光君） 午前中にも言ったんですけども、皆さんやってるとおりやはり現金の取り扱いについて、非常に曖昧というかですね、気持ちの薄さってのが感じられるわけです。やはり現金が足りなくなったって

うことに関して、本当に嚴重に受け止めなければならないと私は考えておりますけれども、その中におきまして
もですね、再認定ということで今議論してるわけでございますけれども、前に事務局のほうからですね、調査特
別委員会資料ということで渡されてる部分があるんですけれども、その中におきましていろいろな経過とかです
ね、顛末書、報告書ってということでコピーをいただいているんですけれども、その中におきまして3月7日以降の
主な経過ということで、3月13日にもですね、なんか現金が5,000円の不足分がでてるといふ部分の記述があり
ますけれども、その部分は職員のほうでですね、これも補填して決算を組んだということによろしんでしょうか。
その確認でございます。

○委員長（門田善則君） 財政課長。

休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時50分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（門田善則君） 休憩を解いて再開します。財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 昨年の7月3日の段階で、留保金はなくなったわけでございますが、
その後日々の収納処理の中で若干増えてきまして、その留保金の中で対応させていただいております。

○委員長（門田善則君） 1番。

○委員（竹中弘光君） 今の回答で何を言っているのか分からなくなるんですけれども、本当にそういう現金処理
の扱いで本当によろしいんでしょうか。

やっぱりなんでも、一応金額の多寡じゃなくてですね、その原因がどこにあるかっていうのをつかんでおいて、
その部分というのはちゃんと保留というかですね、また次の段階で見つかったときに補填するべきだと私は思う
んですけれども、余ったからここさ在庫で残しておいて、足りなくなったら使うよって、そんなことでやってた
ら本当に町民の不信以外のなにものでもないと思いますけれども、どう考えるんでしょうか。

○委員長（門田善則君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（大橋信夫君） 現金取り扱いにつきましては、ただ今1番議員のおっしゃったとおりかと思えます。

過年度留保金をどのように使うかということよりも、なぜ発生するのかという原因追求のほうが先でございま
して、対策といたしましては、まずはそこから手をつけたいと、このように考えております。

○委員長（門田善則君） 1番。

○委員（竹中弘光君） 今もそれも含めてですね、調査委員会のほうでやるんでしょうけれども、この部分につい
てはそのような形での決算ということなものですのでこれ以上言いませんけれども、その部分は十分にですね、
胸にして取り扱いをお願いしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 弁解の余地はございません。

○委員長（門田善則君） ほかに。2番。

○委員（佐々木敏雄君） 今回の29年度の決算は町民の関心が非常に高くなっておりますので質問いたしますけれども、9月会議に提案された決算書は常識的には考えられない処理であり、幾重にも渡って処理されているわけで、単なる間違い、勘違いの決算の処理ではないと思います。

それで、亡失金を隠蔽するような処理をしていたわけで、その処理を結果的には町民の税金を未収扱いと決算書を改ざんしたと思われるような処理をされております。

議会もこのような決算で町民の不信を抱くことを考えて決算の再認定の意見書を提出したわけで、今回その再提出の提案となっております。

そこで、前回の決算では多くの議員は9月の決算認定に際し、上級機関、県からの指導であると説明されて賛成した議員が多くおります。午前中の公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会では副町長は県の指導があつて決算書を作つたというような説明あつたが、実際には10月22日に県のほうからの指導があつたということなので、9月にそのような答弁なり説明をした責任は非常に重いと私は考えます。

そういうことを踏まえて副町長はどのように考えているのか、どう思っているのかお伺いします。

次に、職員の、先ほど9番議員も質問しておりましたけれども、職員の負担金、弁償金とありますけれども、行政報告では立てかえたと、それから提案理由では自主補填金だということで、それから決算書には職員の弁償金という形で説明が書いてありますけれども、これはどれが正しいものなのか、性質によっては全然別な項目に入るような感じもしますけれども、この点は監査委員さんもどのように理解されていたのかもちょっとお伺い、弁償金に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この弁償金が発見された場合にですね、その予算に載っている金額はどのように処理をしようと考えているのかもお伺いしたいと思います。

それから、監査請求を行うという予定のようですけれども、いつ行うのか、この時期もお伺いします。

○委員長（門田善則君） 4点ありました。順番に副町長からお願いします。

○副町長（佐々木忠弘君） 9月決算議会の際にですね、決算書がいろいろこう問題があるという意見が出て、議運を開いていただいて、議運の中で職員のほうにですね、県のほうにちょっと意見を聞いてみろということで指示をいたしました。職員のほうからは県のほうではこのようなもので指示がありましたということでその議運の中でお話をさせていただいて、副町長のほうから議会のほうに報告しなさいということで報告をさせていただいたところでございます。

その報告した内容がですね、後で県のほうに職員をやってその内容をいろいろ聞いてもらいました。まあ確かにあの先ほど午前中もでしたが、誤りとは言わないけれども、適切な処置ではないというような指導でございましたので、今回その再認定を受けるという形のほうにもっていかせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田善則君） 答えになつてる。答えになつてないよね。副町長ね、今聞かれたのは、要は10月の22日に聞きに行っている部分の中で、9月に副町長がその発言をしているわけですよ、議運の中で、また議会の中で、

それってのは県に聞いていないうちに、そのことを言っているんじゃないのかというふうな形の中での質疑だったわけです。

その辺の弁明。

○副町長（佐々木忠弘君） 9月の審査会の際にそのまあ2番議員さんのほうからそういうことがあったんではこの決算書はどうなんだろうっていうことであって、で議会の中で議運を開いていただきました。

議運の中でいろいろ話ができました。

このままでいいのか、それともその決算書を直すべきかということで話があってですね、職員のほうにそのこういう事例がどっかにあるかどうかちょっと県のほうに聞いてみろということで職員のほうに指示をさせていただきました。で職員のほうからその回答がその現金主義なのでその決算書についてはその今のままでも大丈夫だというような指導がありましたということを報告受けたもんでそのことで本会議のほうで答弁をさせていただいたというところでございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（門田善則君） 続いて、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 立てかえ金との表示がございしますが、職員弁償金として表示させていただいてございます。

○委員長（門田善則君） 代表監査委員さん、よろしいですか。

○代表監査委員（遠藤要之助君） どの場面でどのような言葉が使われたかっていうのは私にはちょっと知りえませんけれども、正しくは弁償金であるというふうに私は思って、全額ではありません、今後2番議員もおっしゃられてるように職員の賠償についての監査請求があるものと、まああるというふうに通告されてますからあるものと私は認識しておりますけれども、その際にその方がどれだけの賠償金、弁償金になるかということについては今はちょっと分かりませんが、それが負担された額よりも多かったら足りない分を弁償金として徴収する、多かったらそれは返すと。というようなことなんで弁償金の一部というのが正しい標記というふうに私は認識しております。

よろしいでしょうか。

○委員長（門田善則君） 企画財政課長。3つ目。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 弁償金の処理でございしますが、返す必要が出てきた際には、30年度で歳出の予算措置をしまして返還する形になるかと考えてございます。

○委員長（門田善則君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 最後の質問、その監査請求いつやるのかということでございますが、ただいま住民監査請求が監査委員のほうでやられているということでございますので、それが終わってからということで考えているところでございます。

○委員長（門田善則君） 2番。

○委員（佐々木敏雄君） 1つ目の質問ですけれども、結果的にはそういう副町長の意見というか説明を聞いて賛成をした議員がいるのに対して、副町長、その発言の影響力っていうか、その辺を今となってどう考えているのかということ。経過じゃなくて副町長自身の考えなり、感じていることをお伺いしたいと思います。

それから、弁償金ですけれども今度監査請求をして職員の監査請求をするということになると、監査委員さんは弁償金が正しいものだということのようではございますけれども、今回の決算ではまだ弁償額というかそういうものが確定していないにもかかわらず先ほどの午前中の会議でもありましたけれども課長と班長がその負担額を決めてあ

ると、それは職員が勝手に額を決められるものなのかどうかちょっと私も分かりませんが、そういう性質のものなのかどうか、弁償であればある程度確定して請求があって支払うものではないのかなと判断されますけれどもその辺をお伺いします。

監査請求については了解いたします。

○委員長（門田善則君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 多分9月の決算ではですね、県の指導もあり、現金に対する決算ということで未収という形をとらせていただきましたっていう報告をさせていただいたと思います。それについてはいろいろ私も終わってからですね、調べたらまあそういう事例がない、まあそういう、あるはずもないんですよ、そういう事例がないのでね、いろいろ県のほうの話がどうだったということで聞いたんですけども、当時財政のほうからは現金の中でその決算をすればいいというようなことを私のほうに言ってきましたので、そのような答弁をしたと思います。今回再認定という形になりますけども、県のほうからは議会のほうにしっかりと説明をして、そのような理解を得て、認定を受けるべきじゃないかというアドバイスももらったので、当時9月の説明の中では舌足らずのところもあり、それからその理解不足っていうか、財政の理解不足もあり、大変ご迷惑をかけたなということを感じております。

以上でございます。

○委員長（門田善則君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 職員弁償金につきましては、今回自主的に行い、一時的に納付されたものなので、とりあえず職員弁償金として表示してございます。

○委員長（門田善則君） 2番。

○委員（佐々木敏雄君） このような亡失金といいますか、全国にないわけじゃありませんで、当然決算でもいろいろと処理されている自治体はあるわけでございまして、その処理についてはやはり自治体の判断にもなろうと思います。結果的には間違った報告あるいは答弁をしているということですので、それは真に町民あるいは議会に対しても謝罪は必要であろうと私は思います。

それからその立てかえというか弁償金なんですけれども、職員が自主的に、午前中にも質疑がありましたけれども、自主的にするっていうことは前例があってやっているということではないのかなと思いますけれども、そういう事例が今までもあったのか、今1番委員も質問しましたがけれど、5,000円の額をね、またそういうその差金で支払うというようなことがあったと、ここ何日のところですよ、3月7日から13日の間での金額が5,000円以上また差額がでたというようなことになると、本当に町民からの不信を買うのではないのかなと思いますけれども、その辺のところもう一度お答えいただきたいと思います。

○委員長（門田善則君） 財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） こういった事例に関しては前例はございません。

○委員長（門田善則君） 2番よろしいですか。

ほかに。8番。

○8番（久 勉君） 検討委員会をつくって検討してるってことですけど、やはり日々ですね、会計課だけでなくいろんな課で現金を使う課があるわけですから、やはりこういった間違いが起きないように、何が間違いが起

こることになったのかっていうのは、システムの問題なのか人の問題なのか、なんか今回のことを見ればシステムと人と両方に問題あるのかなっていう気がしますけど、そのチェック機能っていうんですかね、私銀行マンとかよく分からないんですけど、銀行に行くと窓口で見ると、担当がお金をおろすときなんか必ず後ろのいる管理者っていうか上司の方に伝票と通知とか見せてですね、そして来てるように見受けられるので、やはり納めた担当者だけでなく、各課には現金取扱員あるいは会計管理者がいるわけですから、そういった方たちがきちんとチェックして金庫に入れるようなシステムっていうんですかね、そういったのを十分論議されて構築されていければと思いますがいかがでしょう。

○委員長（門田善則君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 久委員さんがおっしゃられるとおりでございますので、その辺も十分検討委員会のほうで検討してまいりたいと思います。

○委員長（門田善則君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論にあたり、私も一委員として発言をいたしたく副委員長に委員長の職務を交代したいと存じます。

暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時20分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（後藤洋一君） 再開いたします。

副委員長の後藤と申します。よろしくお願ひ申し上げます。ただいま委員長から発言ありましたように、暫時、委員長の職務を行います。

これより討論に入ります。討論の方。

○10番（門田善則君） 10番。

○副委員長（後藤洋一君） 賛成ですか。反対ですか。（「反対です」の声あり）

○4番（稲葉 定君） 4番。

○副委員長（後藤洋一君） 4番の方。（「反対です」の声あり）

○2番（佐々木敏雄君） 2番。

○副委員長（後藤洋一君） 2番の方。（「反対です」の声あり）

そのほかはおりませんか。

それでは、今、反対の方の順番で討論に入ります。10番。

○委員（門田善則君） 副委員長のお許しができましたので、ただいまより反対討論をさせていただきます。

先の9月決算議会で町民の方より納税があつたにもかかわらず、未収金扱いしたことは、たとえ盗難があつたとはいえ会計処理上大間違いで、私自身も決算委員長として町民の皆さんに大変申し訳なく思っているところがあります。

私が今回の決算に認めるべきではないという思いから、開会中に議運を開き、認めるべきではないと考えましたが、議運の中で、県へ問い合わせしてみたと話した課長から問い合わせをして、その報告が議運になされました。

その結果は今回の処理で問題がないということでした。しかし、後日、県への問い合わせはしていなかったと、処理も間違いということが発覚し本日の再認定の議会開会となったわけですが、課長の県への問い合わせ、副町長の虚偽の答弁は町民、議会を軽視した大きな問題で、それを追認した町長には大きな責任があるといわざるを得ません。

それで今回、正式な県の指導を仰いで再認定された、29年度一般会計決算書は数字的な間違いはないと思いますが、先の9月議会での虚偽の答弁は町民、議会を愚弄するもので、決して許されるものではありません。

今回、再提出の決算について本日特別委員会でも説明がありましたが、県の指導が確かなものなのか、まだ自分の中では理解ができないことから、過去の経緯も踏まえ反対とするものであります。

最後に、決算委員長として再認定の決算議会になってしまったことは委員長として不徳のいたすところであり、委員長があえて反対討論をすることのこの意味を町長、副町長には深く考えていただくことを申し添えておきます。

以上であります。

○副委員長（後藤洋一君） 次、4番。

○委員（稲葉 定君） 反対討論を申し述べます。

9月議会でのことは9月の審査のときに反対意見を述べましたけれども、本日は今回提出された再認定の決算書でございますけれども、午前中の会議でも確認いたしました、県からの指導は口頭だったということは私の中ではそれは信用できません。9月のことがあるのでまったく信用できません。

それで私はこの数字の先ほどの審査の中でも、そういった意味で質疑は一問もしませんでした。

午前中のその県からの指導が書面でいただいて私が目を通して確認できれば、また違った意味があつたかもしれませんが、そういった証明もなさない執行部にもすごい憤りを感じております。

という意味で私は反対といたします。

○副委員長（後藤洋一君） それでは2番。

○委員（佐々木敏雄君） 平成29年度一般会計の決算の再認定について反対をいたします。

本決算は9月の決算の決算書は是正されたものではありませんが、その内容については弁償金についてもしかり、職員の自主性のみ頼ってまったく上部のほうの責任、それから指示、そういうものはありません。

また、平成30年3月13日にも5,000円の処理を留保金で処理をしている。まあこれは年度内でありますので当然決算にも出てきてしかるべき金額であると思います。

舌の根の乾かないうちの不祥事続き、このような危機管理がまったくないその会計処理に対して私は反対いた

します。

○副委員長（後藤洋一君） それでは、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副委員長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定については原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、以上で委員長と交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時28分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（門田善則君） 再開いたします。委員長を交代いたしました。

委員長報告の作成につきましては、委員長に一任をいただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。

よって、委員長一任と決しました。

◇

◎閉会の宣言

○委員長（門田善則君） 以上で決算審査特別委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

29年度決算について再認定が可決されたわけですが、私は反対のほうにまわったわけですが、今回のことを執行部側はですね、やっぱり重く受け止めて二度とこういったことのないようにすべきではないかなというふうに考えます。

そのことを肝にですね、ぜひ参与の皆さんも含めて自分の胸の中にですね、思いを刻んでいただければありがたいのかなというふうに思いますし、今回可決されましたけれども、こういった意見もたくさんあったんだなということをぜひ自覚していただければありがたいと思います。

以上で委員長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時29分